

事 務 連 絡
平成 2 4 年 7 月 3 1 日

独立行政法人
都市再生機構 住宅経営部 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室

地域において支援を必要とする者の把握
及び適切な支援のための協力について

日頃より厚生労働行政及び国土交通行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案が発生しています。

最近の孤立死事案の特徴としては、高齢者のみの世帯あるいは障害単身世帯だけでなく、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず家族全員が死に至る事案や、世帯内の生計中心者（もしくは介護者）の急逝により、その援助を受けていた人も死に至る事案が発生しています。

これらの孤立死事案を未然に防止するためには、適宜適切、かつ早期に地域において支援を必要とする者を把握する必要がありますが、その方法として、貴機構と地方公共団体福祉担当部局との連携が有効な手段となると考えられます。

貴機構におかれては、従来より地方公共団体福祉担当部局等との連絡・連携体制の構築に取り組んでいただいているところですが、下記のとおり、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

記

先般、厚生労働省より、別添1のとおり「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築、地方公共団体福祉担当部局に必要な情報が適切に集約される体制の構築等を依頼しています。貴機構におかれましては、地方公共団体福祉担当部局等から、必要な情

報提供や連絡・連携体制を構築することについて協力要請があった場合は、積極的なご協力をお願いいたします。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第10条に基づく居住支援協議会（別添2）において、孤立死防止対策等につき検討される場合についても、貴機構の協力を賜り、特段のご配慮をお願いいたします。

【参考】

最近頻繁に報道されている、いわゆる「孤立死」について、本年2月以降、各省庁から個別に出した通知を含め、改めてその防止策をとりまとめ、先進的な取り組みを実施している地域の事例も交えた総合的な通知として「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日付 社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を発出している。（通知の詳細については、厚生労働省ホームページ（下記アドレス）を参照）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aauc-att/2r9852000002aavt.pdf>

社援発0223第3号
平成24年2月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)にて通知しているとおり、生活に困窮された方に関する情報が、地方自治体の福祉担当部局の窓口につながるよう、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮された方の把握や必要な支援に努めるようお願いしてきたところである。

今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生している。また、一部の地方自治体においては、関係部局・機関(民生委員を含む)等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。

このような実態を踏まえ、生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た地方自治体の福祉担当部局は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活に困窮された方に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

今後、事業者と福祉関係部局との連携がより円滑に行われるようにするための方策について、検討することとしているのでご了知されたい。

なお、本通知については、資源エネルギー庁と協議済みであることを念のため申し添える。

居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法（※）第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅セーフティネット法は平成19年に施行

○ 概要

（1）構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

（2）役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

（3）設立状況

19協議会が設立（H24.7.13時点）

（北海道、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都東区、東京都豊島区、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、神戸市、島根県、徳島県、福岡市、熊本県、熊本市、宮崎県）

（4）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・ 補助限度額：協議会あたり1,000万円

